

第 15 回動物愛護管理対策会議後に寄せられた地域猫活動者への質問

質問

ガイドラインと地域猫活動、飼い主のいない猫対策についてご教授願いたい。ガイドラインのうち、飼い主のいない猫対策として目指すところは、飼い主のいない猫をなくすため、飼い主のいない猫の繁殖により、地域住環境が悪化させないことを目的としていると考える。

極端な言い方をすれば、ガイドラインと市が補助する TNR によって、将来的には飼い主のいない猫はいなくなること。

その活動には、色々な形があり、神社の理解、町会の理解と地域住民の理解を得て石川さんが行っている神社での飼養と不妊手術の施術も市民協働の一形態だと思う。

自宅の庭で餌やりをして猫が増えている状況があり、町会に苦情が寄せられる例が何件か数件寄せられている状況のなかで、町会会員には色々な考え方があり「餌やりの禁止や不妊手術をする。」町会として行動することができないため 20 年以上個人で活動している。

私の場合はそこで生まれた子猫が他の人に捕獲され、家に連れてこられるのが年に何件かあり子猫を捨てるわけにもいかず子猫は家で飼い、餌やりの人に話をし、そこで繁殖しないように親を手術してきた。

これも地域の猫対策の一つの手法だと考えている。

この手法での悩みは、子猫は不妊手術ができるまで数カ月かかり手術する時点では、飼い猫なので市の TNR 事業が利用できないこと。

私や石川さんの手法が成功すれば将来的には、理屈の上では活動場所での飼い主のいない猫は 0 になる。

地域猫活動が目指すところも同じなのかそれとも地域猫活動では、将来的にもそこに猫はいるということなのかが理解できない。

地域猫活動は、住環境の悪化につながらないように猫を管理するので未来永劫そこで猫を飼養させてほしいということなのか。

いま検討している新たなガイドラインでは、猫の室内飼い、むやみな餌やりの禁止、繁殖制限で飼い主のいない猫を無くすことが目的の一つでは無いか。

管理して餌やりをしている猫がいなくなれば地域猫活動は終わりなのか、地域猫活動の地域では、新たな猫も活動の対象となるのか地域猫活動が目指すところが何所なのか見えてこない。

そのところを教えて欲しい。

前回の会議での話を聞いて、町会や地区町会自治会連合会の区域内で地域猫活動をしたいとの申し出があったときどう対処すべきかが解らなくなった。

地域猫活動者から聞き取った回答

Q1 :

清水さんの地域猫活動の考え方についてお伺いしたい。

飼い主のいない猫を0にすることを目指した活動なのか、それとも、環境悪化につながらないように猫を管理し、地域で猫を飼養することを目的とした活動か。

A1 :

地域猫活動の目的は、「飼い主のいない猫によるトラブルをなくす活動」です。

極端な話ですが、飼い主のいない猫が町内にいっぱいいても問題になっていないのであれば、その地域が共生を選択したことといえると思います。

逆に1匹でも飼い主のいない猫がいるだけで、大騒ぎしている地域もあります。そういった地域には「地域ねこ活動」の有効性・公益性を動物愛護指導センターや弊会が啓発し、活動を行なうか否かを地域が選択することになります。

活動を行う場合は「飼養（可愛がる・慈しむ）」という考え方ではなく、「飼い主のいない猫をこれ以上増やさず、ルールを決めたえさやりやトイレの管理など地域の環境美化を行なう活動」という認識の共有が必須です。

地域住民への説明によって、十分な理解を得れば住民間のトラブル防止にも繋がる活動です。

Q2 :

地域猫活動の地域で、新たな猫も活動の対象とすると、地域猫活動に終わりはあるのか。

A2 :

管理している猫がいなくなることが、地域猫活動も終了とも言えますが、実際は、残り1匹、2匹となれば、住民が残った猫を保護して活動を終えることもあります。

実際に猫の数が減るまでは時間がかかります。活動を始めて3年程で、猫の数が減少に転じてきます。しかし、給餌により猫の栄養状態等も良くなるので、10年生きる地域猫もいます。

新たな猫が流入してくることはあり得ますが、その猫を管理していくかどうかについては、地域住民や活動者がその猫を管理できるか、その地域で検討していただければと考えます。しかし新たな猫を放っておいたことでその猫が出産してしまうことも大いにあり得ますので、そういった危険性を考えながら地域でどのようにしていくのかを検討することになります。

そうならないためにも捨て猫防止策（住民への遺棄犯罪に対する罰則などの啓発、防犯カメラの設置など）を講じることが大切と考えます。

Q3 :

町会自治会に求める関りは。

A3:

町会・自治会と地域猫活動との関わりについては、地域猫活動を成功させるには、町会・自治会の協力の影響は大きいです。

協力の第一歩として「地域ねこ活動は猫嫌いの方々にとっても誰にとっても公益性のある活動」ということを理解していただければと思います。

第二歩目としては、地域住民に活動を促すよう啓発（例：センターの地域ねこ活動チラシを回覧・掲示するなど）していただければと思います。

しかし町会の中の一部が活動していても、猫は班の範囲を超えて移動します。班単位の活動ではなく、町会自治会単位で活動を行なえば点が面になりますので、問題解決のスピードが速まります。可能であるならば、面単位での活動を行なうことで住環境を良好にすることができます。

飼い主のいない猫で困っている住民をなくすためにも、国・県・市が勧めている地域ねこ活動を住民に知らせていただき、班単位で行うのか、町会自治会単位で行うのかの選択をするための「勉強会」を開くことも有効です。

その勉強会には動物愛護法の執行官である動物愛護指導センター、そして飼い主のいない猫の専門家である我々のようなボランティアを同席させてくだされば、意見の調整も図れることと思います。

役員が一年単位で変わるような町会自治会は、活動に着手する事が困難との意見があります。それに対するフォローとして動物愛護指導センターによる「地域ねこ活動啓発リーフレットの郵送」が有効と考えます。毎年センターが送っている TNR の申請書にリーフレットを同封する事で、その年の役員が活動を知るきっかけを得られます。知った上で活動に着手するか否かを、それぞれが選択していただければと思います。